

県の医療費公費負担制度 の見直し

岡山県医療費公費負担制度は、心身障害者やひとり親家庭、乳幼児等を対象に医療費負担の軽減を図るため、岡山県が設けた制度です。

このたび、低所得者に配慮しながら、利用したサービスの量や所得に応じた負担の公平、子育て支援の充実・強化を図るため、次のおり岡山県医療費公費負担制度が見直されました。



【表1】

扶養人数	受給資格者本人	配偶者等
0人	159万5千円	628万7千円
1人	197万5千円	653万6千円
2人	235万5千円	674万9千円
3人	273万5千円	696万2千円

【表2】

所得区分 【表3】	一部負担限度額	
	外来の限度額	入院(合算)の限度額
一定以上	44,400円	80,100円 + 1%※
一般	12,000円	44,400円
低所得	II	2,000円
	I	1,000円

※医療費総額が801,000円を超えたときは、
80,100円 + (医療費総額 - 801,000円) × 1%

★複数の医療機関を受診し、1ヵ月に支払った一部負担金の合計が上記の限度額を超えた場合は償還されます。

見直しの実施時期
平成18年10月1日受診分から

見直しの内容

1 心身障害者医療費

- 心身障害者医療費受給資格の要件①身体障害者手帳1級・2級保持者②療育手帳A保持者③身体障害者手帳3級と療育手帳Bを所持する合併障害者に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当となった時は給付の対象としない。
- 受給資格対象者すべてに所得制限を適用する。(年齢福祉年金の所得制限を準用【表1】)
- ※ただし、現行対象者については、所得制限により対象外となる場合も、平成20年度までは対象とする。
- 一部負担金について、原則定率1割の自己負担とする。ただし、所得に応じて一部負担限度額【表2】を設ける。

【表3】 (【表2】中、所得区分の基準)

一定以上	下記のいずれにも該当しない場合
一般	「世帯」に属するすべての世帯員に係る市町村民税所得割の額が、それぞれ43,500円未満の場合
低所得II	「世帯」に属するすべての世帯員が市町村民税所得割を課されていない場合
低所得I	「低所得II」のうち、「世帯」に属するすべての世帯員について合計所得金額が0円の場合

※「世帯」には、受給資格対象者と生計を一にしている者すべてが含まれます。
※世帯の判定にあたっては、医療保険の加入関係や住民票の状況を勘案します。

高齢者の医療費の窓口負担



2 ひとり親家庭等医療費

●ひとり親家庭等医療費受給資格の要件①ひとり親家庭の親および児童②父母のない児童③父母のない児童およびその児童を養育している配偶者のない者（これまでは同児童を養育してい

る配偶者のない女子および65歳以上の祖父に限定されていた）。

●受給資格対象者すべてに所得制限（所得税非課税）を適用する。

※ただし、現行対象者については、所得制限により対象外となる場合も、平成20年度までは対

市は毎年8月1日を基準に高齢者（老人保健医療受給者・国民健康保険高齢受給者）の医療機関等での窓口負担の割合を判定しています。

判定後の新しい受給者証はすでに該当者に送付していますが、今回の定期判定においては、税制改正等の影響で負担区分が変更となった人が増えています。

「国民健康保険高齢受給者証」は毎年更新となりますが、「老人保健医療受給者証」は有効期限がないため、負担区分に変更のあった人のみに、平成18年8月1日付で新しい受給者証を交付しています。

（負担割合に変更のない場合には新しい受給者証は交付していません）

また、今回現役並み所得者

と判定された人の医療機関等での窓口負担は、平成18年8月・9月は「2割」、10月から「3割」となっています。それ以外の人は「1割」です。

医療機関等を受診される場合は、必ず加入されている医療保険の被保険者証と「高齢受給者証」、または「老人保健医療受給者証」を窓口へ提示してください。国民健康保険に加入の場合、被保険者証に「3割」と記載されていますが、「高齢受給者証」または「老人保健医療受給者証」に明記されている負担割合で受診できます。

なお、他の公費負担を併用されている場合は、負担割合が異なる場合がありますので、併せて窓口へ提示してください。

【現役並み所得者の判定基準】

平成18年7月まで

- 課税所得(市民税)
..... 145万円以上
- 収入額合計
70歳以上の人が2人以上
..... 621万円以上



平成18年8月から

- 課税所得(市民税)
..... 145万円以上
- 収入額合計
70歳以上の人が2人以上
..... 520万円以上

※70歳以上の人には、65歳以上で障害認定を受けている老人保健制度対象者を含む。

※課税所得は、収入金から必要経費等を控除した所得の合計額から、基礎控除額(330,000円)・社会保険料控除等を控除した、市民税を課税する上での所得額です。所得税の課税所得額ではありません。

住民税課税所得が145万円以上になると、いったん現役並み所得者の区分に判定されます。しかし、収入金の合計が70歳以上の人が2人以上なら520万円未満、1人なら383万円未満の場合、申請により一般の区分になります。

■問い合わせ 健康増進課健康保険係 (TEL)0258)

3 乳幼児等医療費

●窓口負担は無料のまま、給付

対象とする。

●一部負担金について、原則定率1割の自己負担とする。ただし、所得に応じて一部負担限度額【表2】を設ける。

対象の年齢を小学校3学年修了時まで拡大する。(高梁市独自)
※岡山県制度では、対象者を小学校就学前までに拡大しながらも、定率1割負担を導入。

■問い合わせ 健康増進課健康保険係 (TEL)0258)